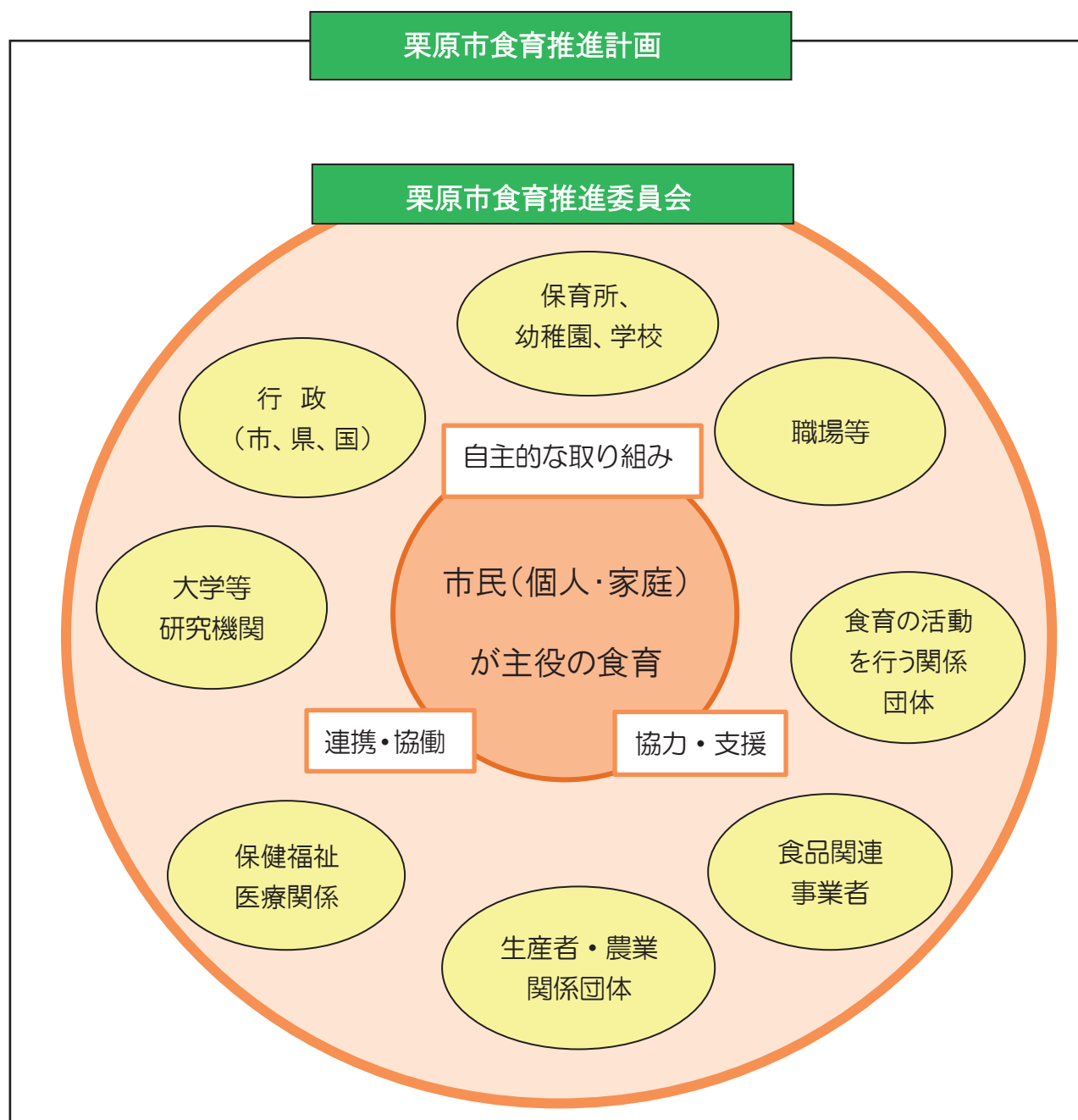


## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

第4期計画の推進にあたっては、市民（個人・家庭）が主役となり、地域・関係機関・行政が一体となり取り組んでいく必要があります。また、栗原市食育推進委員会において目標の達成に向けた計画の進行管理・関係機関の調整等を行ってまいります。



## 2 食育推進関係団体等、多様な関係者の役割

食育では、市民一人ひとりが食に関する問題を自らの問題と捉え、主体的に実践していくことが重要です。さらに個人が所属する家庭や学校、職場や関係団体等がそれぞれ食育に関する役割を担い、連携・協働していくことで、目標に向かい、市民（個人・家庭）を主役とした食育の推進が期待できます。

### （1）市民（個人・家庭）

市民（個人・家庭）は食育の主役であり、家庭は食育の推進において生涯をとおして健全な食生活を実践する場です。市民は食育を推進するうえで重要な役割を担う認識を深め、家族が望ましい食生活を実践することができるよう努めます。また、日々の食事を通して「くりはらの食」を伝承する役割を果たします。

### （2）保育所・教育関係団体

保育所、幼稚園、学校等の関係者は、保育や教育等における食育の重要性を自覚し、教職員の食育に係る知識の向上に努めます。また、様々な機会や場面を活用し「くりはらの食」を次世代へ伝えます。さらに保護者や地域、関係機関等と連携を図り、家庭において望ましい食習慣を身につける活動を推進します。

### （3）職場等

従業員が仕事と家庭で大きな役割を持ちながら健康で過ごせるよう、健康診断に基づく保健、栄養指導の実施や健康・栄養に関する情報提供などに努めます。また、食に関心を持ち、食育を推進する人が増えるように、職場環境を整えるとともに、退職後も健康寿命の延伸を目指した健康づくりにつなげられるよう努めます。

### （4）食育の活動を行う関係団体

食育の活動を行う関係団体等は、それぞれが持つ専門性を活かし、組織の目的や役割に応じて生産・調理体験等「くりはらの食」の伝承や、食の安心安全に関する知識の普及等、市民・地域と一体となった食育の活動を推進するものとします。

### （5）食品関連事業者

食品の製造、加工、流通、販売や食事の提供を行う事業者は、食に関する幅広い情報を提供するとともに、安全な食品を提供し健康に配慮した食育の推進に積極的に取り組むものとします。

(6) 生産者・農業関係団体

生産者・農業関係団体は安全な農産物の生産・供給に努めるとともに、農産物に関する情報発信等により、地産地消の取組を推進することとします。また、教育関係者、関連団体等と相互に連携し、農産物に関する体験活動の機会を提供し、生産等に関わる人々の重要性について市民の理解が深まる活動を行うよう努めます。

(7) 保健福祉医療関係

保健、福祉、医療関係者及び団体は、乳児から高齢者までその身体機能やライフステージに応じた各種健診、歯科検診、保健・栄養指導をはじめ、食についての情報提供等に努めるものとしてします。また他の関係団体等と連携し食育の推進に取り組むこととします。

(8) 大学等研究機関

大学等研究機関関係者は、食育の企画及び評価を客観的に把握できるよう、調査・研究に積極的に協力するものとしてします。

(9) 市などの行政機関

国や県及び市などの行政機関は、計画に基づき、地域の特性を活かし、総合的かつ継続的に食育の推進に努めます。

また、食に関する知識の普及や安心安全な農作物の供給を推進するとともに、食育に関するさまざまな関係者・関係団体等を連携協働し、地域ぐるみで取り組む食育を支援します。



○「すいかの栽培と給食になるまで」  
志波姫幼稚園



○「栽培から収穫まで」栗駒南小学校



○「おはぎ作り」花山小学校料理教室  
食生活改善推進員協議会



○「家族のために食事を作ろう」築館中学校



○「お弁当の献立を考えよう」岩ヶ崎高等学校

